

## 第11章 環境影響評価準備書についての意見と事業者の見解

### 11-1 準備書の公告及び縦覧等

#### 11-1-1 公告

(1) 公告日

令和2年5月8日（金）

(2) 公告方法

京都府公報 第104号（令和2年5月8日）公告

(3) 周知方法

事業者ホームページ、京都府ホームページ、京田辺市広報（広報ほっと京たなべ）及び枚方市広報（広報ひらかた）への掲載を行い周知した。

#### 11-1-2 縦覧

縦覧場所、期間及び時間は表 11-1.1に示すとおりである。

表 11-1.1 縦覧場所、期間及び時間

縦覧場所	縦覧場所の所在地	縦覧期間	縦覧時間
京都府府民環境部環境管理課	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	令和2年5月8日（金）から6月8日（月）まで	午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
京都府山城北保健所環境課	宇治市宇治若森7の6		
京都府田辺総合庁舎総合案内・相談コーナー	京田辺市田辺明田1		
京田辺市経済環境部ごみ広域処理推進課	京田辺市田辺80		
京田辺市環境衛生センター甘南備園	京田辺市田辺ボケ谷58		
枚方京田辺環境施設組合	枚方市大字尊延寺2949（枚方市東部清掃工場内）		午前9時から午後5時15分まで
枚方市行政資料コーナー	枚方市大垣内町2丁目1の20（枚方市役所別館6階）		午前9時から午後5時30分まで
枚方市環境部環境指導課	枚方市田口5丁目1の1（枚方市穂谷川清掃工場内）		午前8時45分から午後5時15分まで
枚方市役所津田支所	枚方市津田北町2丁目25の1		午前9時から午後5時30分まで
枚方市役所香里ヶ丘支所	枚方市香里ヶ丘3丁目13		
枚方市役所北部支所	枚方市楠葉並木2丁目29の3		

### 11-1-3 意見書

(1) 意見書の提出期間

令和2年5月8日（金）から6月22日（月）まで

(2) 意見書の提出方法

「京都府府民環境部環境管理課指導係」宛へ書面の郵送、持参又は京都府のホームページから電子申請による提出。

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は8通であった。

## 11-2 準備書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

準備書の公告、縦覧に伴い提出された準備書についての住民等の意見は8通であり、以下にその概要とそれに対する事業者の見解を示す。

### (1) 事業計画の概要

No.	住民等の意見	事業者の見解
1	<p>環境影響評価準備書 p1-10 4) 施設位置の検討経緯7行目にて「東部清掃工場用地が適している」、同ページ24行目「京田辺市での候補地での建設を先行させることが合理的」の二つの文言から次のように想像させる。</p> <p>京田辺市の甘南備園地域の建設の次は、東部清掃工場用地で建設する。</p> <p>これが事実であれば何ということか。また東部清掃工場用地内で再び清掃工場が建設されるのか。</p>	<p>「東部清掃工場用地が適している」との記載は枚方市が単独で整備することを前提とした場合のことであって、その後、京田辺市との広域処理を進めるうえで、「京田辺市での候補地での建設を先行させることが合理的」としたものです。</p> <p>平成28年4月に京田辺市と枚方市が交わした基本協定では、新施設の次の後継施設について枚方市内に建設するものとしています。ただし、具体的な場所はまだ決まっておりません。</p>
2	<p>造成時の残土が20万立米を超え、伐根・雑木など相当量の搬出運搬が行われるが、搬出先や工程なども未定であり施工業者にゆだね丸投げの恐れがある。運搬車両の経路により地域住民に多大な影響を及ぼす。</p>	<p>現時点では車両の走行ルートは明確に決まっておりません。このため、工事中の車両走行による環境への影響については、全車両が同一方向を走行した場合を想定して予測評価しております。</p> <p>なお、環境保全措置として計画的な運行管理やエコドライブの徹底、法定速度の遵守等を計画しております。これらを実施することにより、地域の皆様への影響を低減できるよう努めてまいります。</p>
3	<p>住民説明会では、「地質などから公共機関への流用など今から検討」とされたが、事業地の地質調査は2年前に終わっており今なお検討とはお粗末。</p>	<p>工事による発生土は、対象事業実施区域内の盛土や周辺の公共事業に活用する予定です。</p> <p>現在、受け入れ先の公共事業などとの調整を行っているところです。</p>
4	<p>全体計画がずさん。もともと計画前の調査でもオオタカの生息は示されていた。今になって、「オオタカの検討で2年の遅れ」と言うが、その遅れで無駄な人件費がすでに1億円を超えている。また業務費や契約方式検討などの予算も当然付随してくる。準備書作成にあたり2度と工程が遅れないよう細部まで明確に示し、市民への信頼を取り戻すべきだ。</p>	<p>環境調査を行う前からオオタカの飛翔情報はありましたが、詳しい調査は行われておらず、今回の調査で繁殖活動や営巣木が確認されたものです。このため保全措置を検討するための追加調査を行いオオタカに配慮した工事工程としました。</p> <p>本事業のスケジュールは、準備書にもお示しのとおり、令和7年度の供用開始を目標に進めております。これまでと同様に様々な機会をとらえ、組合だよりやホームページなどにより積極的に情報発信を行ってまいります。</p>

No.	住民等の意見	事業者の見解
5	<p>排水について、配慮書段階での知事意見では「工事中の濁水の影響について調査等を行うとともに、施設供用時の排水については、公共下水道への負荷も含め事業区域外へ排出される環境影響として検討すること。」となっています。</p> <p>これに対して事業者は「工事中の濁水の影響を予測評価するため、降雨時の水質調査を行います。また、施設供用時の排水については、プラント排水は循環利用を基本とし、余剰分について生活排水と併せて公共下水道へ放流する計画であるため、評価項目としませんが、事業計画において、公共下水道への負荷に対する保全対策の内容を整理し記載します。」という見解になっています。</p> <p>次の方法書段階での知事意見では、配慮書の事業者意見に対する形で、「排出ガス処理の方法を明らかにするとともに、有害物質を含む排水が発生する場合には、場外への飛散・流出などの環境影響を回避するための十分な対策を検討し、準備書に記載すること。」と、十分な対策検討と、具体的に準備書での記載を求めています。</p> <p>これに対して事業者は「排ガス処理方法は決まっておりませんが、有害物質を含む排水が発生する場合には、建物内に設置する排水処理設備で適切に処理を行い循環利用を図るとともに、余剰な処理水は下水道放流することで、場外への飛散・流出を防止します。」と曖昧な見解を示していますが、準備書に具体的に記載することという知事意見は否定していません。</p> <p>しかしながら、今回の準備書（6-3）では、「排水については、生活排水及びプラント排水ともに公共用水域へは放流せず、下水道放流を行う計画であることから選定しない。なお、プラント排水は、排除下水量を削減するために排水処理設備で適切な処理を行い、循環利用を図ることを基本とする。」とあり、配慮書の記述に逆戻りし、検討段階が進んでいながら具体的な排水量も排水処理設備も示さず、さらに「有害物質を含む排水が発生する場合には、場外への飛散・流出などの環境影響を回避するための十分な対策を検討し、準備書に記載すること」という知事意見を完全に無視したものになっています。</p>	<p>本事業は、DBO方式で整備することから、排ガスの処理方式等については建設事業者の提案を受けて決定します。このため具体的なプラント排水量や排水処理設備の様子は、現時点では定まっておりません。</p> <p>一般的な廃棄物処理施設は、排ガスの処理工程でアンモニアを使用することから、水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設に該当します。有害物質を含むプラント排水の地下浸透や飛散、流出については、同法において構造等に関する基準が定められていることから、新施設についても法の基準を遵守してまいります。</p> <p>また、対象事業実施区域は、新施設からの放流も想定したうえで、令和2年3月に綴喜都市計画事業の事業計画変更認可を受け、下水道区域となっており、下水道への放流は問題ありません。</p> <p>今後も関係機関と協議のうえ、下水道処理施設への影響の低減に努めてまいります。</p>
6	<p>本区域から排出される処理水は、下水道を通じて京田辺市だけでなく、八幡市、京都市、宇治市、城陽市、木津川市、久御山町、井手町の8市町の下水を処理する洛南浄化センターへ流入しています。このため、当該施設からの排水の下水処理への影響は、当該施設の位置する京田辺市の下水への影響にとどまらず、その他7市町の下水処理にも影響を及ぼすものです。</p> <p>広域的観点からの知事意見のとおり、場外への流出の環境影響を回避するための十分な対策を検討し、準備書に具体的に影響と対策を記載することが必要であり、それが検討されなければ、下水へ放流することは出来ないものと考えます。</p>	<p>知事意見にある「場外への飛散、流出」とは有害物質を含む排水が公共用水域に流出することへの対策であると考えます。</p> <p>排水処理設備に流入する有害物質を含むプラント排水については、水質汚濁防止法の構造等に関する基準を遵守し、飛散、流出を防止するとともに、同設備において適切に処理してまいります。</p> <p>なお、対象事業実施区域は、新施設からの放流も想定したうえで、令和2年3月に綴喜都市計画事業の事業計画変更認可を受け、下水道区域となっており、下水道への放流は問題ありません。</p> <p>今後も関係機関と協議のうえ、下水道処理施設への影響の低減に努めてまいります。</p>

No.	住民等の意見	事業者の見解
7	<p>準備書5-3-(2)-3に、方法書に対する知事意見で「有害物質を含む排水が発生する場合には、場外への飛散・流出などの環境影響を回避するための十分な対策を検討し、準備書に記載すること。」とあるが、準備書6-2表6-2.1(2)の環境影響評価の項目の選定では、「排水については、生活排水及びプラント排水ともに公共用水域へは放流せず、下水道放流を行う計画であることから選定しない。」となっている。今回の準備書では環境影響評価の項目に選定しないと、その理由は、下水道放流を行う計画であるからとなっている。</p> <p>そのためには、当該施設からの排水を受け入れるに十分な下水道施設が整備されているか、又は工事着手までに整備予定であることが前提でなければならないが、その下水道の整備状況について、準備書2-2-2(10)の上水道及び下水道の整備状況に記載があるが、そこには「下水道の行政人口比の普及率は、京田辺市98.4%、枚方市96.1%となっている。また、計画面積比の普及率は、京田辺市85.9%、枚方市65.1%となっている。」とだけしか記載されていない。</p> <p>つまり、当該施設からの排水について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物理的に接続し流下させることができるのか</li> <li>・終末処理場において水量、水質とも処理が可能であるのか（そもそも放流が可能であるのか）</li> <li>・有害物質を含む排水による下水道へ影響を回避できるのか</li> </ul> <p>など、今回の準備書において環境影響評価項目に選定しない(検討しない)とできる理由は、何一つも記載されていない。</p>	<p>対象事業実施区域は、新施設からの放流も想定したうえで、令和2年3月に綴喜都市計画事業の事業計画変更認可を受け、下水道区域となっており、下水道への放流は問題ありません。</p> <p>本事業は、DBO方式で整備することから、具体的な排水処理方法は定まっていますが、放流量及びその時間帯については、下水道処理施設への影響を低減するため関係機関と協議のうえ、計画することとしています。</p> <p>また、排水については、生活排水及びプラント排水ともに公共用水域へは放流せず、下水道放流を行う計画であり、このうちプラント排水は、排水処理設備で適切な処理を行い、循環利用を図ることを基本とし、余剰なものについてのみ下水道放流する計画となっております。</p>
8	<p>以下に示す内容を含め、当該施設からの排水を受け入れる十分な下水道が整備されていることや当該施設での排水処理について、具体的には何も記載されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該施設における排水は、どのように処理されるのか</li> <li>・下水への放流水質基準は満足するのか</li> <li>・排水の水質の監視や排水処理設備の維持管理はどう実施されるのか</li> <li>・排水処理設備の点検や維持管理時や、万一処理設備に不具合が発生した場合に有害物質が下水に放流されないような措置がとられているのか</li> </ul>	<p>プラント排水については、適切な排水処理設備を設けて処理し、京田辺市公共下水道条例に基づく下水道排除基準を遵守してまいります。</p> <p>排水処理設備の点検や維持管理は、プラント排水が発生しない焼却炉の定期点検時に行います。</p> <p>また、水質については、自動測定器に加え、定期的に手分析により監視いたします。処理後の水質が下水道排除基準を超過する場合には、下水道への放流を停止します。</p>

No.	住民等の意見	事業者の見解
9	<p>当該施設からの排水が適切に処理され公共水域に放流されるとあるが、そのことが何も担保されない状況では、準備書に記載のような「排水については、生活排水及びプラント排水ともに公共用水域へは放流せず、下水道放流を行う計画であることから選定しない。」ことにはならない。</p> <p>当該施設や排水を処理する下水処理場は、生活に欠くことのできない施設である一方、汚物汚水を扱う施設であることからより慎重に計画すべきであり、かつ公共施設であることから、民間施設の規範となるような十分な環境影響評価とその対策を実施すべきである。</p>	<p>下水道へ放流する排水のうち、有害物質を含むプラント排水については、水質汚濁防止法の構造等に関する基準を遵守し、公共用水域への飛散、流出を防止するとともに、排水処理設備において適切に処理を行い、下水道排除基準を遵守したうえで、下水道に放流します。</p> <p>今後も関係機関と協議のうえ、下水道処理施設への影響の低減に努めてまいります。</p>
10	<p>本施設が環境面において「世界最高水準」であるならば、そう明言して下さい。2008年に稼働した枚方市東部清掃工場はそうでありました。</p>	<p>本施設は、東部清掃工場と同等かそれ以上の基準を自主基準値として設定して運用してまいります。</p>
11	<p>1炉で168t/日とのことですが、2炉が良い。その優位性は甘南備園及び東部清掃工場で既に示されています。</p>	<p>新施設は1炉ですが、近接する東部清掃工場の2炉とあわせた3炉体制での運用を行っていく予定です。</p>
12	<p>発電設備選定は慎重にして下さい。東部清掃工場では共用わずか7年を経ずしてボイラー水管の大規模修繕工事を余儀なくされました。</p>	<p>本事業はDBO方式で整備することから設備等の仕様につきましても、建設事業者からの提案を受けて、慎重に検討したうえで決定します。</p>
13	<p>ISO14001認証取得を目指して下さい。東部清掃工場では取得すると地元への説明があったが、結局実行されていない。</p>	<p>東部清掃工場では枚方市独自の環境マネジメントシステムの運用により、環境負荷の継続的な低減に努めていると伺っています。なお、新施設につきましては、今後、検討してまいります。</p>
14	<p>地元住民と共同の公害監視体制を構築して下さい。東部清掃工場では共用開始後今日まで、公害監視委員会が年2回開かれています。</p>	<p>新施設の公害監視体制については、ご意見を踏まえ今後、検討してまいります。</p>
15	<p>本施設を災害時の避難所としても活用できるようにして下さい。地元への一還元策にもなります。</p>	<p>新施設については、構成両市が作成した可燃ごみ広域処理施設整備基本計画に基づき、災害廃棄物の処理体制強化のため、災害時にも廃棄物の受入に必要な設備が整った施設とすることとしております。また、防災拠点の1つとなるよう、今後、構成両市と組合において検討してまいります。</p>

No.	住民等の意見	事業者の見解
16	<p>京都府民として●●年生活し、自然派画家として●●年生活してきました。</p> <p>甘南備山には、地学の単位を取るため●●才から登り自然環境の良さは、ずっと写生をしながら体験してきました。</p> <p>動植物、昆虫についてもプロの先生方から話を聞いてきました。</p> <p>平成元年から情報公開制度がはじまり、庶民の考えでは通らないので情報公開して頂きながら生きています。</p> <p>京田辺市は、平成 26 年から枚方市と申し入れを行ったとしています。平成 21 年一般廃棄物処理協定を締結。平成 25 年京田辺市ごみ減量化推進協議会という組織をつくり、住民には美しい京田辺をつくるためといいながら一方では枚方市と交渉していたのです。</p> <p>市民へは、ごみをへらし美しい京田辺のまちをつくりましょうと説明していました。(公民館へ説明しにくる)。</p> <p>しかし、その差金が 31.5 億円と京田辺市が負担増とは市民に知らせていない。</p> <p>すでに、平成 21 年から枚方のごみを入れると約束しながら市民には説明していない。</p> <p>枚方京田辺環境施設組合説明会ではおもいきり笑われた。</p> <p>枚方市都市運用指針を枚方市の都市計画へ行ったら「コピー機が動かないので写してかえれ」といわれて写しました。</p> <p>この時、生駒断層、有馬高槻断層、中央構造線、東南海地震のこともかいてあり広域化によって市のごみ減量の意識が希薄になると書いてありました。</p> <p>住民の方は「京田辺で燃やしてくれたら楽でいいね」といわれました。</p> <p>京田辺市負担増は、31.5 億円、京田辺市の土地にごみ焼却場をたて京田辺市が 31.5 億円多くはらい 40 年もやしてあと修理して 10 年、半世紀もやし続けたら京田辺市の文化財や環境がどうなるか市民は何も知らない。</p>	<p>本事業の施設位置は、将来の建て替えなどの長期計画を見通しながら京田辺市・枚方市の負担の公平性や住民の理解に配慮した適地選定を検討・協議した結果となっております。</p> <p>構成両市においてパブリックコメントの実施等による住民意見も受け入れた経緯もございます。また、地域への環境影響を確認するため、これまで京都府環境影響評価条例に基づく手続きを行ってきており、住民説明会などを通して市民の皆様にも説明を行ってきたところです。</p>
17	<p>施設の周辺の法面の植栽、敷地内の植栽は、外来種の見栄えの良い植栽や花壇ではなく、日本古来の植生を生かした常緑広葉樹、落葉広葉樹の里山の趣をもったものとされることを望みます。</p> <p>平安京の南の基軸とされる甘南備山は古代から大切にされてきた山です。昔から人の暮らしや祈り、水源としても大切にされてきた地域です。</p> <p>4 月には山に行きコバノミツバツツジを摘み、田の水の取り入れ口に差し、花代とし、豊作を祈る... 5 月にはさるとりいばらでいばら団子をつくり、水辺の葦でちまきをつくりこどもの成長をいのり、6 月には手原川で蛸狩り、秋にはアケビ、シイの実、キノコ採り、12 月には、たまみずきの真っ赤な実が熟し、2 月には椿が咲き、3 月には馬酔木の白い花、そんな自然を楽しんできました。里山の景色を取り入れてください。</p>	<p>本事業では、周辺環境との調和がとれるよう、敷地内の積極的な緑化を図るものとしています。敷地内の植栽にあたっては、地域景観との調和に留意し、里山の景色となるよう検討いたします。</p>

(2) 地域の概要

No.	住民等の意見	事業者の見解
18	近年、この地域の山は工場や物流、廃棄物リサイクル施設などで山の開発が進んでいきます。枚方、京田辺の農業の小さな大切な水資源を作ってきた里山であることも、視野に入れて開発の認可をされることを望みます。	本事業では、丘陵地の地形の改変を可能な限り低減できるよう、事業計画や工法等を検討してまいります。 また、いただいたご意見につきましては、関係機関へお伝えします。
19	当該敷地は土砂災害危険個所であり、土質次第では法面擁壁などの設計にも大きく影響される。明確に説明すべき。	本施設の設計に当たっては、対象事業実施区域の地質状況等を詳細に調査したうえで、土砂災害等の防災面についても十分に配慮してまいります。また、地形の改変による盛土や切土部分では、がけ崩れ等の危険性が高くなる場合があるため、本事業では、土地の地形特性に対する十分な対策を行ってまいります。
20	穂谷川清掃工場が閉鎖されるため、その分の収集車が本施設地域に集中する。騒音よりむしろ渋滞対策をお願いします。	新施設の供用開始により穂谷川清掃工場へ持ち込んでいた車両が新たに国道 307 号を走行することとなります。一方で、準備書にお示ししたとおり、都市計画道路長尾杉線の道路整備が計画されておりますので、走行車両が分散され渋滞緩和が図れるものと考えております。
21	災害のおそれのあるところをつくってはいけません。 おおたかについての専門家はいらっしゃらないが、ずっと写真をとっておられる方から本を頂いた。 この事業が中断して2年だけれど説明文がちょっとしっかりしていない。 ごみ焼却場は災害の発生する恐れの高い区域に設置することは望ましくないかいてある。 地震学者の尾池さんは、30年以内にこの地で地震がおこること新聞にかいておられる。 活断層、とう曲のあるところは立地条件として正しくない。 大阪層群30年くらいで必ず動く、先般大阪の地震で6人なくなった。当時は5人といっておられたが、今年の新聞では6人となった。 建設地は斜面、礫層で地すべり地、京田辺市民には報告していない。これは、不作為であると犯罪になると思うが「おまえ30年生きてへんやろ」といわれた。しかし、大阪で6人なくなったのは、京田辺市で知っている人は少ないと思う。 私は●●市の美術職員として●●年在席していたので教えた生徒様が●●市の自宅まできてくれた。	撓曲は、地下の断層活動に伴って上位の未固結～半固結の地層が変形したものです。「日本の活断層」(平成3年)によると、対象事業実施区域周辺には、活断層として生駒断層帯の交野断層や普賢寺撓曲、富雄川撓曲・高船断層などが分布していますが、対象事業実施区域内には、それらは分布していません。 また、対象事業実施区域の地質は、地質学的には、大阪層群下部の田辺累層の水取礫層と呼ばれる地質で、主に砂・礫層からなっています。礫層であることと地すべり地とは直接的な関係はありません。

(3) 大気質

No.	住民等の意見	事業者の見解
22	京田辺市では定期的に定点施設の放射線量の測定を実施している。このため、大気質の項目に空気中の放射線量の項を追記すべきである。 工事前と工事中、その後の定期測定は必要である。	本事業では、工事により放射能が発生することはありません。また、供用後も放射性物質汚染廃棄物の受け入れはないことから放射線量の測定は計画しておりません。

(4) 動物

No.	住民等の意見	事業者の見解
23	<p>オオタカ営巣木は私有地にあり、地主の理解を求めるだけでは不十分である。保護の具体的な確約の施策を講じられたい。私有地は売買自由であるため、保全のために買い上げるべきです。</p> <p>騒音等の発生や視覚的な変化による影響があると予測されているが、学研都市建設時、木津北地区のオオタカの営巣の場合、公団はビデオ撮影して、営巣・巣立ちまで観察された。</p> <p>枚方京田辺環境施設組合はオオオタカの営巣、巣立ちまで実証すべきです。保全措置に欠陥がある時は工事の中止、改善を直ちに実施して下さい。</p>	<p>本事業において、オオタカの保全のために私有地を買い上げることはできません。ただし、工事期間中の繁殖期及び工事完了後1年間の繁殖期を対象に、定点調査及びビデオカメラ撮影によりオオタカの営巣・巣立ちなどの確認を行うほか、異常行動が確認された場合には専門家の助言を基に適切に対応し、オオタカの保全に努めてまいります。</p>
24	<p>造成を行うにあたり、オオタカの生息が事業により影響があると認めながら、その対応が、「工事個所を遠方から実施とか状況により専門家の意見をお聞きする。」という漠然とした内容であり生息を維持することが出来る確証が示されていない。工事スケジュールを明確にして、具体的な手法を示すべきだ。また、仮にオオタカの生息が維持できない場合、当事者の責任と罰則、京都府の責任を明確に示すべき。</p>	<p>本組合では、専門家からなるオオタカ保全専門家会議を設置し、具体的な工事スケジュールを基にオオタカの生息が維持できるように環境保全措置を検討し、準備書にお示しいたしました。</p> <p>準備書に記載のとおり、本事業では、工事期間中のオオタカの繁殖期及び工事完了後1年間の繁殖期を対象に、定点調査及びビデオカメラ撮影により営巣・巣立ちなどの確認を行うほか、異常行動が確認された場合には専門家の助言を基に適切に対応いたします。</p>

(5) 廃棄物

No.	住民等の意見	事業者の見解
25	<p>ごみ焼却場には新型コロナウイルスが集積されるが、こうした対策を準備書に明確に示すべき。また、処理された水、灰などの廃棄処分についても明確に示すべき。</p>	<p>職員等が素手でごみに触れることはありません。また、ごみは850℃以上で焼却処理されることからウイルス等は死滅することから、処理された水や灰などへの影響はありません。</p>

(6) 事後調査

No.	住民等の意見	事業者の見解
26	<p>京都府域についても事後調査をするようにしているが、事後調査をしていない！！</p> <p>事後調査をするといっていながら事後調査はしていない。</p> <p>おおたか、オオムラサキその他いっぱい美しい花があります。</p> <p>しかし枚方市は東部清掃工場稼働後10年、何の調査もせず、前期の石井市長との約束によって京田辺市内につくろうとしています。</p> <p>市民はそれに気づいてしっかりしていかなければならないと思います。</p>	<p>東部清掃工場に関する事後調査については、関係機関との協議のうえ、適切に行われたと伺っております。</p>

(7) その他（他の機関に対する意見等）

No.	住民等の意見	事業者の見解
27	<p>東部清掃工場近隣の枚方市民は清掃工場建設計画・実行・稼働について平成元年よりずっと苦しめられている。枚方市側と住民との確執、住民間での容認派と反対派のいがみ合いなど悲しく辛い平成の時代でした。それがまた続けて建設されるとなると住民の枚方市への不信感は最大限に達するでしょう。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、関係機関へお伝えします。</p>
28	<p>今回の京田辺市での建設は他市であるので容認します。しかし、京田辺市の次は、枚方市の西部に建設すべきです。穂谷川清掃工場（枚方市中央部）→東部清掃工場（枚方市東部）→そして枚方市西部と順番に建設すべきです。迷惑施設の住民負担は市民全体で分かち合うべきと考えます。 枚方市の公平感ある未来のために是非検討願います。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、関係機関へお伝えします。</p>
29	<p>ゴミ処理計画について、ゴミの有料化を含め、ゴミの削減・資源回収を両市で目標値を決めてめざし、東部清掃工場が建て替えをする頃には将来は処理場が一つで良いような削減プランも描いていってほしいと思います。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、関係機関へお伝えします。</p>
30	<p>枚方市・京田辺市において、地域での小さいリサイクル・資源回収施設を市民の動線や発生源近くでの設置。ゴミを減らせば資金的なメリットが地域に落ちるような仕組みでの市民参加型の施設運用、また「エコパークかんなび」のさらなる充実も望みます。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、関係機関へお伝えします。</p>
31	<p>亀岡市のプラレジ袋禁止条例・京都市のマイボトル推奨と給水施設整備などの他の地域の先進事例を取り入れ、市民が誇れる最先端の環境都市となることを願うばかりです。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、関係機関へお伝えします。</p>
32	<p>大阪のゴミを京都で燃やすという京田辺市民の、心のもやもやした感情を転換するために、環境最先端都市を目指す！という旗印を両市で掲げるのも良いと思います。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、関係機関へお伝えします。</p>
33	<p>ゴミ有料化の資金を基に京田辺市枚方市の「ゴミ半減行動プラン策定チーム」をそれぞれでつくり、それを具体化する「行動チーム」・「環境保全活動チーム」「事業チーム」などをそれぞれの市の有志でつくり、両市でゴミ減量・環境保全の機運をもりあげて、共通目標を掲げた交流の糸口作っていくのも良いと思います。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、関係機関へお伝えします。</p>
34	<p>燃焼させるごみについては、公平性の観点からも両市において同等の分別収集として下さい。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、関係機関へお伝えします。</p>

### 11-3 準備書についての知事の意見及び事業者の見解

条例第23条第3項の規定により、準備書についての知事意見が令和2年12月8日に事業者に送付された。

以下に、知事意見とそれに対する事業者の見解を示す。

#### (1) 全般的事項

知事の意見	事業者の見解
<p>準備書に記載されている環境の保全及び創造のための措置（以下「環境保全措置」という。）を確実に実施するとともに、最新の環境保全技術を導入するなど、より一層の環境影響の回避・低減等に努めること。</p>	<p>事業の実施に当たっては、造成工事、建設工事、施設運営の其々の段階で、環境保全措置を適切かつ確実に実施することとし、施設整備・運営事業者に対して適宜指導するとともに、実施状況について定期的にモニタリングを行ってまいります。</p> <p>また、周辺地域の環境への負荷の一層の低減に向けて、最新で信頼性の高い排ガス処理設備の導入や低騒音、低振動、省エネ性能に優れた機器を採用し、高効率で熱回収を行うとともに太陽光などの再生可能エネルギーを導入した環境保全に取り組む施設としてまいります。</p> <p>なお、煙突排出ガスについては、関係法令より厳しい自主基準値を設定し運用することとしています。基準値につきましては評価書に記載しております。</p> <p>「1-3-2 対象事業の内容、評価書 p 1-15」</p>
<p>事後調査を適切に実施し、その結果に基づき必要と認められるときには、さらに適切な環境保全措置を講じ、環境影響の回避・低減等を図ること。</p>	<p>事業の実施に当たっては、評価書「第9章事後調査の内容」に記載の事後調査を適切に実施してまいります。事業の実施に伴い、事後調査において予測を超えた影響が判明した場合には、関係機関と協議の上、適切な環境保全措置を講じ、環境影響の回避・低減等を図ってまいります。特に、オオタカの環境保全措置には不確実性があるため、工事期間中の繁殖期にモニタリングを行い、異常行動が確認された場合には、専門家の指導・助言を基に適切に対応してまいります。</p> <p>施設の運営に当たっては、煙突排出ガスに係る自主基準値等の遵守事項を定めた運営マニュアルに基づき、運転・維持管理が適切に行われているかの確認を行ってまいります。</p> <p>「7-4 動物、評価書 p 7-295～296」 「7-6 生態系、評価書 p 7-327～328」</p>
<p>環境保全措置が適切に実施されるよう、工事作業員や施設職員等の環境意識の向上のための啓発活動を行うこと。</p>	<p>施設整備事業者による作業員への啓発については、環境の保全に係る措置等を毎日の朝礼等において周知するとともに、掲示板へ記載するよう指導してまいります。</p> <p>また、運営事業者による施設職員への啓発については、運営事業者が実施するOJT等を活用し資質の向上に努めるよう指導してまいります。</p> <p>本組合職員については、環境意識の向上を図るため積極的に研修会等へ参加してまいります。</p>

知事の意見	事業者の見解
<p>今後、施設整備・運営事業者が性能発注方式に基づいて詳細な実施計画を行う際には、本環境影響評価の結果を十分に反映させ、環境保全措置が確実に実施されるよう徹底すること。</p>	<p>今後、施設整備・運営事業者が性能発注方式に基づいて詳細な実施計画を行うに当たっては、本組合が事業者として定期的にモニタリングを行い、本事業の発注仕様となる要求水準書に記載する環境影響評価書に示した環境保全措置の遵守について確認するとともに、適切に監督、指導を行うことで、環境保全措置の実施を徹底してまいります。</p>

## (2) 個別事項

### 1) 大気質

知事の意見	事業者の見解
<p>近傍に一般廃棄物の焼却施設が立地しており、この地域特性を踏まえた適切な評価を行うため、東部清掃工場及び本施設からの排ガスの相互影響を考慮したシミュレーションを行い、その評価結果について、シミュレーションにおいて設定した条件とともに評価書において示すこと。</p>	<p>東部清掃工場と本施設からの排ガスの相互影響を考慮し、高濃度が生じる可能性のある気象条件時の1時間値についてシミュレーションを行い、環境保全目標値との整合が図られていることを確認しました。</p> <p>評価結果と、煙源条件等のシミュレーションにおいて設定した条件を、評価書参考資料2「東部清掃工場等の影響を考慮した施設の稼働による複合影響について」に記載しました。</p> <p>「参考資料、2 東部清掃工場等の影響を考慮した施設の稼働による複合影響について」</p>
<p>建設機械及び工事用車両並びに本施設及び施設利用車両による大気環境への影響の回避・低減等に努めること。</p>	<p>建設機械及び工事用車両並びに施設利用車両による大気環境への影響の回避・低減等については、関連車両のエコドライブの徹底や、工事用車両、建設機械及び施設利用車両の整備、点検を徹底し、整備不良等による排出ガス処理性能の低下を防止する等の保全措置を確実に実施するよう施設整備事業者への指導及び構成市に働きかけてまいります。</p> <p>施設稼働による大気環境への影響については、低空気比燃焼等の燃焼管理による排出抑制に加え、煙突排出ガスの連続測定による常時監視を行うことで、焼却炉や排ガス処理設備の適切な運転管理、施設の維持管理、自主基準値の遵守を徹底することにより、大気環境への影響の低減に努めてまいります。</p> <p>「7-1-1 大気質、評価書 p 7-92～93」 「7-1-1 大気質、評価書 p 7-95・99」</p>

知事の意見	事業者の見解
<p>工事による粉じんの飛散防止に努めること。</p>	<p>工事による粉じんの飛散を防止するために、必要に応じて防じんネットや仮囲い等を設置し、適宜、散水を行います。また、場内に掘削土等を仮置きする場合は、必要に応じて粉じんの飛散を防止するためにシート等で養生します。</p> <p>残土の運搬を行う場合には、必要に応じてシートで被覆を行い、また、車両のタイヤ又は車体に土砂等を付着させて走行することがないように、適宜、洗車及び清掃等を励行し飛散防止に努めてまいります。</p> <p>「7-1-1 大気質、評価書 p 7-92」</p>

## 2) 騒音・超低周波音・振動

知事の意見	事業者の見解
<p>工事用車両及び施設利用車両の走行ルートにおいて、騒音に係る環境基準値を超過している地点があることから、事業の実施に当たっては、等価騒音レベルだけでなく地域住民が認知しやすい最大騒音レベル等の予測結果も踏まえた上で、環境保全措置を確実に実施し、それらの車両による騒音の低減を図ること。</p>	<p>工事用車両及び施設利用車両については、適切な整備・点検を行うとともに、不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等を徹底してまいります。さらに、車両の分散に努め、環境保全措置を確実に実施することにより騒音の低減を図ってまいります。</p> <p>また、事後調査において、等価騒音レベルの環境基準達成状況を確認するとともに、沿道現地調査結果（p7-108～111）に示した最大騒音レベル等と事後調査結果を比較します。車両整備や運転に関する環境保全措置を適切に実施することによって、本事業の関連車両が最大騒音レベルの要因となることは回避できると考えられるため、これらの環境保全措置を確実に実施いたします。</p> <p>最大騒音レベルについて、「道路交通騒音予測モデル ASJ RTN-Model 2013」を参考に予測を行い、その内容を、評価書参考資料5「道路交通騒音の最大騒音レベルの予測」に記載しました。</p> <p>「7-1-2 騒音、評価書 p 7-148・150」 「参考資料、5 道路交通騒音の最大騒音レベルの予測」</p>
<p>本施設の供用時において、その点検・整備等を徹底することにより、騒音・超低周波音の低減に努めること。</p>	<p>本施設の設備機器類は、低騒音・低振動型機器の採用を基本とし、その旨を本事業の発注仕様となる要求水準書に記載いたします。</p> <p>騒音・超低周波音の発生源となる送風機や蒸気タービン発電機等の大きな音が発生する機器類は建屋内に納め、二重壁や内壁等に吸音材を貼り付ける等の防音対策を施し、騒音・超低周波音の低減に努める計画としております。</p> <p>本施設の供用時は、施設整備・運営事業者が作成する施設保全計画及び運営マニュアル等に記載の、各設備の点検・整備等の計画に基づき、機器の特性に応じた予防保全や事後保全を適切に実施させることで騒音・超低周波音の低減に努めてまいります。</p> <p>「7-1-2 騒音、評価書 p 7-149～150」 「7-1-3 超低周波、評価書 p 7-159」</p>

### 3) 水質

知事の意見	事業者の見解
<p>工事中における降雨による濁水流出防止及び本施設の供用時における雨水の適切な管理に努めること。</p>	<p>工事中については、十分な濁水処理能力を有する沈砂設備を設置し、台風や集中豪雨等が予想される場合には、堆砂容量を確保するために必要に応じて沈砂設備の堆砂を除去するなど、適切に集水できるよう対策を講じるなど、降雨による濁水流出防止に努めてまいります。</p> <p>また、供用後については、本事業で整備される調整池を適切に管理してまいります。</p> <p>「7-2-1 水質、評価書 p 7-223」</p>
<p>本施設の供用時におけるプラント排水及び生活排水の下水道放流について、下水処理施設の処理能力に留意し、万一にも下水処理後の放流水の水質に異常を来すことがないように、本施設を適切に稼働させること。また、適正な下水道放流の確保に向けた関係機関との協議等の状況について、評価書において可能な限り明らかにすること。</p>	<p>本施設の供用時には、プラント排水及び生活排水は下水道放流する計画ですが、万一にも下水処理後の放流水の水質に異常を来すことがないように、プラント排水については、排水処理設備で適切な処理を行ったうえで、場内での循環利用を基本とし、余剰分のみを下水道へ放流します。</p> <p>また、関係機関との協議により、下水道の終末処理場への負荷を低減するため、夜間など時間帯を限定して放流する計画としています。さらに、自動測定器及び定期的な手分析により処理水質の監視を行い、下水道排除基準を超過する場合には、下水道への放流を停止する計画です。その旨を評価書に記載しました。</p> <p>「1-3-2 対象事業の内容、評価書 p 1-15」</p>

### 4) 動物・植物・生態系

知事の意見	事業者の見解
<p>オオタカについて、親鳥への影響要因とひな鳥への影響要因とは異なるものであり、環境保全措置もそれぞれに応じて検討・実施すべきものであることから、評価書においてこれらを区分して記載するとともに、必要に応じて専門家の助言を受けて、当該環境保全措置を確実に実施すること。</p> <p>また、当該環境保全措置に関する検討経過を可能な範囲で評価書に記載すること。</p>	<p>オオタカの予測結果について、親鳥と幼鳥（ひな鳥）への影響要因を区分しました。幼鳥からは造成により改変される範囲は視認されず煙突の施工状況の一部が視認されるのみですが、親鳥は飛翔時等に工事中の視覚変化や騒音により、対象事業実施区域を忌避することが懸念されることを評価書に記載しました。</p> <p>工事中・供用後の事後調査終了時まで専門家との協議を継続し、オオタカの保全措置について助言を求め、環境保全措置を確実に実施してまいります。</p> <p>その検討経過については、評価書に記載しました。</p> <p>「7-4 動物、評価書 p 7-254・265」  「7-4 動物、評価書 p 7-295～296」  「8-2 事業内容の検討の経過と結果、評価書 p 8-2～3」</p>

知事の意見	事業者の見解
敷地内の緑地については、周辺の環境との調和に努めること。	敷地内の緑地について、樹種の選定に当たっては、可能な限り在来種を選定するなど地域の植生に配慮することで、周辺との調和に努めてまいります。
動物、植物及び生態系に係る予測結果について、評価書においては、各種の生態的知見を踏まえて検討した経過をより丁寧に記載するよう検討すること。	動物、植物及び生態系に係る予測結果について、各種の生態的知見を踏まえて検討した経過をより丁寧な記載に修正しました。  「7-4 動物、評価書 p 7-250～294」 「7-5 植物、評価書 p 7-306」 「7-5 植物、評価書 p 7-308」 「7-6 生態系、評価書 p 7-316～317」 「7-6 生態系、評価書 p 7-319～320」 「7-6 生態系、評価書 p 7-322～323」 「7-6 生態系、評価書 p 7-325～326」

#### 5) 景観

知事の意見	事業者の見解
本施設の建物や煙突等のデザイン及び色彩について、周囲の景観との調和に努めること。	本施設の建物や煙突等の詳細な検討にあたっては、ランドマークとなるようなデザインや色彩は避け、敷地内の積極的な緑化等により周囲の景観と調和がとれるよう努めてまいります。

#### 6) 廃棄物等

知事の意見	事業者の見解
工事中に発生する廃棄物や土砂については、国の建設リサイクル推進計画等を参照し、廃プラスチック類も含め、可能な限り再利用・再資源化に努めるとともに、再利用・再資源化できないものに対しては適正処理を確保すること。	工事中に発生する土砂については、対象事業実施区域内の盛土材として極力再利用するほか、余剰分については、他の公共工事などへの活用に努めてまいります。 また、工事中の廃棄物については、元請業者の廃棄物として、その処理責任がありますが、本組合は事業者として国の循環型社会形成推進基本計画や建設リサイクル推進計画に基づき、建設リサイクル法の対象となる建設系廃棄物だけでなく、廃プラスチック類についても可能な限り再利用・再資源化に努めるよう監督、指導してまいります。 なお、再利用・再資源化できないものについては、産業廃棄物として関係法令に基づき適切に処理するよう監督、指導してまいります。  「7-9 廃棄物等、評価書 p 7-371」

知事の意見	事業者の見解
<p>本施設の供用時の焼却灰やばいじんについては、燃焼管理による発生抑制や再資源化等により、最終処分量の更なる削減を図ること。</p>	<p>本施設の供用時に発生する焼却灰及びばいじんについては、燃焼管理による発生抑制に努めてまいります。また、焼却灰及びばいじんの再資源化としてセメント原料への活用を検討してまいります。</p> <p>なお、供用時の施設の稼働に係る廃棄物等の環境保全措置に、「燃焼管理による発生抑制」を評価書に追記しました。</p> <p>「7-9 廃棄物等、評価書 p 7-372」</p>

7) 温室効果ガス等

知事の意見	事業者の見解
<p>本施設は長期間にわたって稼働するものであることから、将来を展望し、電動化等による温室効果ガス排出量の少ない施設利用車両の率直的な導入を検討すること。</p>	<p>温室効果ガス排出量の少ない施設利用車両の導入については、電動化を含め、今後の技術動向や関連する政策・計画の動向等を注視しながら、率直的な導入を構成市に働きかけてまいります。</p> <p>なお、本組合の率直的な活動として公用車の電気自動車化を検討してまいります。</p>
<p>温室効果ガスを極力低減するよう、省エネルギー型設備・機器の導入及び余熱利用等を通じた地球環境への負荷低減に努めること。</p>	<p>設備の導入にあたっては、省エネルギー型とするよう本事業の発注仕様となる要求水準書に記載し積極的に導入してまいります。また、供用時については、ごみピットでのごみの攪拌することによる均一化や低空気比燃焼等の燃焼管理により安定的で高効率に発電を行うとともに太陽光等の再生可能エネルギーを導入することで、地球環境への負荷低減に努めてまいります。</p> <p>なお、施設運営に当たっては、構成市の地球温暖化対策実行計画及び上位計画である新京都府環境基本計画、国の取り組み等との整合を図るとともに、見学者に対し、両市の取り組みを紹介するなど、循環型社会推進に向け構成市と積極的に連携してまいります。</p> <p>「7-10 温室効果ガス等、評価書 p 7-385」</p>